

第1章 調査の概要

第1章 調査の概要

1.調査の趣旨

昭和61年に労働者派遣法が施行されて以来、派遣労働は産業の一翼を担う重要な労働形態として十分な定着を果たしてきた。

制定当初、労働者派遣は専門的知識・技術・技能を要する業務に認められていたが、その後の規制緩和の流れの中で法改正を重ね、平成8年に提供対象業務が26業務へ拡大し、平成11年には派遣対象業務が原則自由化された。また、平成16年に26業務以外の業務について派遣受入期間の延長、派遣労働者への契約申し込み義務の創設なども行われた。

その後、日雇い派遣労働者の雇用問題や、リーマンショックに端を発した世界同時不況による派遣切りなど、派遣労働に対する問題が社会的に大きく取り上げられるようになり、平成24年には違法派遣に対する迅速かつ的確な対処などを内容とした法改正が行われた。その際、法律名が「労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改正され、法律の目的にも派遣労働者の保護のための法律であることが明記されている。

平成27年の法改正では、派遣労働者の派遣先労働者との均衡待遇の推進、雇用安定措置の義務化などが盛り込まれるとともに、労働者派遣事業の許可制への一本化などが行われた。また、平成30年には、派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式のいずれかの採用が義務化されるなど、派遣労働者と正規労働者の待遇格差の解消を目的とする法改正が行われ、令和2年4月から施行された。

今回の調査は、過去の調査結果との経年比較を行うとともに、現在の派遣労働の実態や派遣労働者及び使用者の実態を把握し、派遣労働に関する行政施策上の基礎資料を作成することを目的として実施する。

2.調査対象

- (派遣元事業所調査) 厚生労働省所管一般労働者派遣事業届出事業所から無作為に抽出した、都内で許可を受けた一般労働者派遣事業所3,000事業所
- (派遣先事業所調査) 事業所母集団データベース(令和2年次フレーム)48,793事業所から無作為抽出した、都内に所在し従業員規模30人以上の一般事業所3,000事業所
- (派遣労働者調査) 派遣元事業所に雇用されている派遣労働者2,000人

3.調査方法

- (派遣元事業所調査) 郵送配布、郵送及びWEB回収方式
- (派遣先事業所調査) 郵送配布、郵送及びWEB回収方式
- (派遣労働者調査) 派遣元事業所において協力を得られた91事業所を通じて調査票を配布し、郵送及びWEBによる直接回収

4.調査時期

(派遣元事業所調査)	令和4年10月1日	現在
(派遣先事業所調査)	令和4年10月1日	現在
(派遣労働者調査)	令和4年10月1日	現在

5.回収及び集計状況

	対象 (A)	回収数 (B)	有効回答数 (C)※3	回収率 (B/A)	有効回答率 (C/A)
派遣元事業所調査※1	3,000	819	819	27.3%	27.3%
派遣先事業所調査※2	3,000	821	819	27.4%	27.3%
派遣労働者調査	2,000	491	490	24.6%	24.5%

※1 回答のあった派遣元事業所のうち有期雇用派遣労働者がいるのは387事業所(47.3%)、無期雇用派遣労働者がいるのは661事業所(80.7%)であった。

※2 回答のあった一般事業所のうち労働者派遣を利用しているのは315事業所(38.4%)であった。

※3 回収票(B)より、郵送とWEBとの重複回答等を除いたものを集計対象(C)とした。

6.利用上の注意

(1)統計表の集計についての注意点

- ア 「n」は回答者数を表す。
- イ 集計表の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100%にならない場合がある。また、複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに回答者数(n)に対する割合を算出しているため、割合の合計が100%を超える場合がある。
- ウ 概説中に用いる「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- エ 統計表のうち派遣業務別にみた回答数が3件以下の数値は、非表示とした。
- オ 概説中の図表の単位は、特に記載がある場合を除きパーセント(%)である。

(2)その他の注意事項

東京都では、派遣労働に関する実態調査を昭和62、63年、平成7年、平成10年、平成14年、平成18年、平成22年、平成26年、平成30年に実施している。今回の調査では、派遣労働者を有期雇用派遣労働者と無期雇用派遣労働者とに分け、平成30年調査との若干の比較を行った。

ア 定義

本調査における派遣労働者等の定義は以下のとおりである。(労働者派遣事業報告書より一部抜粋)

(ア)派遣労働者

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)第2条第2号に規定する派遣労働者

(イ) 有期雇用派遣労働者

労働者派遣法第 30 条第 1 項に規定する有期雇用派遣労働者

(ウ) 無期雇用派遣労働者

労働者派遣法第 30 条の 2 第 1 項に規定する無期雇用派遣労働者

(エ) 日雇派遣労働者

労働者派遣法第 35 条の 4 第 1 項に規定する日雇派遣労働者

(オ) 登録者

労働者派遣をするに際し、登録されている者の中から期間を定めて雇用した者を派遣労働者として労働者派遣の対象とする制度（登録制度）に基づいて派遣労働者になることを目的として派遣元事業主に登録した者であって、既に雇用されている者を含み、過去 1 年を超える期間にわたり雇用されたことのない者を除くこと。

派遣労働業務名一覧

《労働者派遣事業報告書掲載の派遣労働業務名参照》

1 管理的公務員	2 法人・団体役員	3 法人・団体管理職員
4 その他の管理的職業従事者	5 研究者	6 農林水産技術者
7 製造技術者	8 建築・土木・測量技術者	9 情報処理・通信技術者
10 その他の技術者	11 医師	12 薬剤師
13 歯科医師、獣医師	14 看護師	15 准看護師
16 保健師、助産師	17 診療放射線技師	18 臨床検査技師
19 その他の医療技術者	20 その他の保健医療従事者	21 社会福祉専門職業従事者
22 法務従事者	23 経営・金融・保険専門職業従事者	24 教員
25 宗教家	26 著述家、記者、編集者	27 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者
28 音楽家、舞台芸術家	29 その他の専門的職業従事者	30 一般事務従事者
31 会計事務従事者	32 生産関連事務従事者	33 営業・販売事務従事者
34 外勤事務従事者	35 運輸・郵便事務従事者	36 事務用機器操作員
37 商品販売従事者	38 販売類似職業従事者	39 営業職業従事者
40 家庭生活支援サービス職業従事者	41 介護サービス職業従事者	42 保健医療サービス職業従事者
43 生活衛生サービス職業従事者	44 飲食物調理従事者	45 接客・給仕職業従事者
46 居住施設・ビル等管理人	47 その他のサービス職業従事者	48 農業従事者
49 林業従事者	50 漁業従事者	51 生産設備制御・監視従事者
52 機械組立設備制御・監視従事者	53 製品製造・加工処理従事者	54 機械組立従事者
55 機械整備・修理従事者	56 製品検査従事者	57 機械検査従事者
58 生産関連・生産類似作業従事者	59 鉄道運転従事者	60 自動車運転従事者
61 船舶・航空機運転従事者	62 その他の輸送従事者	63 定置・建設機械運転従事者
64 建設従事者 (建設躯体工事従事者を除く)	65 電気工事従事者	66 採掘従事者
67 運搬従事者	68 清掃従事者	69 包装従事者
70 その他の運搬・清掃・包装等従事者	71 分類不能の職業	